

竜北ナビ



年	組	番	名前
---	---	---	----

知立市立竜北中学校

〒472-0022 知立市山屋敷町東山2番地2

TEL 0566-82-8131 FAX 0566-82-8132

学校ホームページ <http://www.city.chiryu.ed.jp/ryuhokujh/>



ホームページ QR コード

竜北ナビとは…

「竜北ナビ」は、竜北中学校で生活をする生徒とその保護者の皆様のための学校ガイドブックです。生徒のみなさんが少しでも安心した学校生活が送れるようにと、竜北中学校での生活についてまとめてあります。また、「保護者の皆様と学校職員は、子どもたちの豊かな成長を願うパートナー同士」と考えています。「竜北ナビ」は、同じ願いをもつパートナーの保護者の皆様に竜北中学校のことをより具体的に知っていただき、安心してお子様を預けていただきたいという願いのもと作成しています。



※令和5年12月現在の内容となります。内容は、変更する場合もありますのでご理解ください。

竜北ナビ もくじ

竜北ナビとは・・・・・・・・・・・・・表紙
竜北中学校の挑戦・・・・・・・・・・・・・表紙裏

1 ようこそ竜北中学校へ・・・・・・・・・・・・・1

○竜北中が誕生したのは・・・・・・・・・・・・・1
○めざす生徒の姿・・・・・・・・・・・・・1
○校訓、校章、校歌・・・・・・・・・・・・・1
○応援歌、竜北讃歌・・・・・・・・・・・・・2
○人権宣言、マイクラス人権宣言・・・・・・・・・・・・・2
○生徒数・学級数・・・・・・・・・・・・・2
○授業配当表・・・・・・・・・・・・・2
○学校生活について・・・・・・・・・・・・・3
○校内マップ・・・・・・・・・・・・・4
○竜北中学校の1年をのぞいてみよう・・・・・・・・・・・・・4

2 入学・転入するみなさんへ・・・・・・・・・・・・・5

○入学説明会で渡されるもの・・・・・・・・・・・・・5
○入学式の日は・・・・・・・・・・・・・5
○入学・転入してすぐに提出するもの・・・・・・・・・・・・・5
○ご家庭でご用意していただくもの・・・・・・・・・・・・・6
○学校指定のものが購入できる商店・・・・・・・・・・・・・6
○学校で必要になるお金について・・・・・・・・・・・・・6
○口座の新規開設、変更について・・・・・・・・・・・・・8
○入学転入において不安があるときは・・・・・・・・・・・・・8

3 竜北中学校のあれこれ・・・・・・・・・・・・・8

○欠席や遅刻の連絡方法について・・・・・・・・・・・・・8
○学校での電話対応の時間について・・・・・・・・・・・・・9
○通学について・・・・・・・・・・・・・9
 通学路・自転車通学許可区域地図・・・・・・・・・・・・・10
 通学路安全防犯マップ1・2・・・・・・・・・・・・・11
○学校での生活について・・・・・・・・・・・・・13
 学校生活を楽しく過ごすには・・・・・・・・・・・・・13
 生活指導の方針について・・・・・・・・・・・・・13
 持ち物、服装・頭髪等について・・・・・・・・・・・・・13
○学習について・・・・・・・・・・・・・16
 テストについて・・・・・・・・・・・・・16
 タブレットの使用について・・・・・・・・・・・・・17
 家庭学習について・・・・・・・・・・・・・17
○通知表について・・・・・・・・・・・・・18
○図書室の利用について・・・・・・・・・・・・・18

○生徒会活動・学級活動について・・・・・・・・・・・・・19
○授業参観、懇談会、保護者会等について・・・・・・・・・・・・・20
○進路指導について・・・・・・・・・・・・・21
○部活動について（費用についてはP7）・・・・・・・・・・・・・22
○PTA活動について・・・・・・・・・・・・・23

4 安心安全な学校をめざしています・・・・・・・・・・・・・23

○学校管理について・・・・・・・・・・・・・23
 門の施錠、監視について・・・・・・・・・・・・・23
 通学路、校内設備等の点検について・・・・・・・・・・・・・24
○熱中症の予防対策、対応について・・・・・・・・・・・・・24
○心の教室について・・・・・・・・・・・・・25
○学校連絡メールについて・・・・・・・・・・・・・25
○自然災害の対応について・・・・・・・・・・・・・25
 異常気象時の対応・・・・・・・・・・・・・25
 地震に関する対応・・・・・・・・・・・・・26
○非常食の学校保管について・・・・・・・・・・・・・26
○特別な欠席について・・・・・・・・・・・・・26
 出席停止・忌引きについて・・・・・・・・・・・・・26
○連絡カードの提出について・・・・・・・・・・・・・27
 生徒指導個票・・・・・・・・・・・・・27
 児童生徒健康調査票、保健室救急カード・・・・・・・・・・・・・28
 部活動時緊急連絡カード・・・・・・・・・・・・・28
○おたより・ホームページへの写真や
 氏名等の掲載について・・・・・・・・・・・・・28

5 その他・・・・・・・・・・・・・28

○就学援助について・・・・・・・・・・・・・28
○特別支援教育就学奨励費制度について・・・・・・・・・・・・・28
○日本スポーツ振興センター
 災害共済給付制度について・・・・・・・・・・・・・29
○小中学生総合保障制度への加入について
 ・・・・・・・・・・・・・29
○学割証の交付について・・・・・・・・・・・・・29

6 困ったときには・・・・・・・・・・・・・30

○学校内の相談窓口について・・・・・・・・・・・・・30
○学校外の相談窓口について・・・・・・・・・・・・・30

7 いじめ防止基本方針・・・・・・・・・・・・・31

1 ようこそ竜北中学校へ

竜北中が誕生したのは

本校は、昭和52年4月1日に、知立中学校のマンモス化を解消する目的で開校しました。生徒数758名、学級数18学級でスタートしました。

<学校名の2つの由来>

- 1 知立小学校と知立中学校の校章に「龍」がデザインされている。
- 2 知立の「立」(りゅう)の文字にかける。
このことから、昭和52年3月25日に学校名を「知立市立竜北中学校」に決定した。

めざす生徒の姿

- 1 ひたむきに励む生徒(知)：基礎・基本を培い、自ら学ぶ意欲を高め、知性豊かな生徒
- 2 思いやりのある生徒(徳)：人権感覚を磨き、生命や人格を尊重する、心豊かな生徒
- 3 たくましい生徒(体)：心身を鍛錬し、生涯にわたりたくましく生き抜いていく生徒

校訓

『錬磨・創造』

校章

竜北中学校の生徒が、今に生き、未来を拓く人間になれるよう、日々勉学に励む姿が2句に込められました。



校歌

知立市立竜北中学校校歌

河合 俊郎 作詞
川崎 祥悦 作曲

ちりゅうのはらのあさあけはあか
るいまだにてりはえるきほ
うあらたなまなびやにつどうけんじよわがとも
よわかいのちだひたむきにはげんでいこ
うりゅうほくちゅう2.みかうわ
がほこうわがほこう

JASRAC 出 1709278-701
<http://www.jasrac.or.jp>

- 2 三河の空に 飛ぶ雲は
はるかな夢を 呼んでいる
青空たかく はばたいて
きそうなかまよ わが友よ
若いちからだ たくましく
きたえていこう 竜北中
- 3 松の並木や かきつばた
みおやの声が よみがえる
逢妻川の ささやきに
ゆれる穂波よ ふるさとよ
若いねがいだ たゆみなく
きずいていこう わが母校

応援歌

昭和 53 年 9 月 16 日 作詞 高木英治 作曲 前田重之

- | | | |
|--|---|--|
| 1 三河平野の朝明けに
日頃鍛えし我が腕を
いざや 試さん この機会
若い力は みなぎりて
竜北 竜北
竜北健児の意気高し | 2 知立の原の夕映えに
磨きし腕を発揮して
いざや 進まん 一筋に
闘志満々 ひと燃えて
竜北 竜北
竜北健児の意気高し | 3 厳しき試練に耐え抜いて
勝利を目指しまっしぐら
いざや 戦わん 母校のために
ああ青春の 血は燃えて
竜北 竜北
竜北魂ここにあり |
|--|---|--|

竜北讃歌

平成 11 年 11 月 13 日 作詞 平成 11 年度 3 年生 作曲 中川 健

- | | |
|---|--|
| 1 この広い世界 私たち出会い
そして今 仲間と過ごす
ここから未来は
永遠（とわ）に続いてく | 3 心をつなぐ 過ぎゆく時間
輝くあしたへ 翼を広げて
はばたけ 空さえこえて
※繰り返し |
| 2 笑顔であふれる 最高の場所
みんなの心が 一つに集まる
その時 未来は見える

新しいドアをあけて
一筋の光だけを信じてみる
いつまでも
同じ所にいるわけにはいかなくて
歩きだしてみただ 僕らの夢へ | 4 悲しい時には そばにいてくれた
大切な仲間を支えられ
歩んできたこの道
これからも忘れない
未来への扉へ
一歩ずつ歩きだす |
- ※

人権宣言

平成 7 年 2 月 4 日

集会等、折に触れて全校生徒と教職員で
唱和し、人権感覚を磨く一助としています。

竜北中学校人権宣言

- 一、私たちは相手の気持ちを考えて行動します。
- 一、私たちは仲間を大切に行動します。
- 一、私たちはいじめをしません。
- 一、私たちは見て見ぬふりをせず勇気をもって行動します。

平成 7 年 2 月 4 日制定

竜北中学校生徒会 竜北中学校教職員

マイクラス人権宣言

平成 25 年度から

「みんなの居場所がある学級とは」というテーマで、毎年、学級での合言葉を決めています。

※マイクラス人権宣言の一例

「自分らしくいられるクラス」

【普段から心がけていること】

- ① 友達の思いを尊重する
- ② お互いの話（意見）を最後まできちんと聞く
- ③ 思ったことは正直に言い合う

生徒数・学級数

※令和 5 年 12 月時点での令和 6 年度見込み数です。

学 年	1 年	2 年	3 年	特支		全校
生徒数	227	236	268	(20)		751
学級数	7	6	7	5		25

授業配当表

中学校から、呼び方が変わる教科があります。

算数→数学、図画工作→美術、体育→保健体育（保体）家庭科→技術・家庭科（技家）

教科名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	裁量	合計
1 年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	1	30
2 年生	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	1	30
3 年生	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	1	30

※音楽の 0.3 等、1 以下のものは、一定の期間内でまとめ取りをします。

例：合唱練習

学校生活について

校内のチャイムは、8:15,8:40,12:30,13:15,13:40,15:30の6回です。その他の時間は、時計を見て行動します。

読書
8:15~8:25

- ①ゆとりをもって、8:15までに登校しましょう。
- ②遅刻・早退・欠席の連絡は、当日の0:00から8:15までに「欠席連絡システム(P.8)」を使って連絡してください。
- ③読書の他、テスト対策の勉強や合唱練習などをする時期もあります。

朝の会
8:25~8:30

1時限
8:40~9:30

2時限
9:40~10:30

3時限
10:40~11:30

4時限
11:40~12:30

給食
12:30~13:15

5時限
13:25~14:15

6時限
14:25~15:15

清掃
15:15~15:30

帰りの会
15:30~15:40

部活動
15:40~

下校 16:30
(各種活動のない日)

- ①中学校では、教科ごとに先生が変わります。教科担任制といいます。授業を大切にし、授業で分からないことがあったときは、先生や友達に何度でも聞き、分からないことを解決しましょう。
- ②職員室に用事がある場合には、出入口で「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生はいらっしゃいますか(〇〇先生お願いします)」と声をかけて、先生の指示に従ってください。
- ③けがをしたり、体調が悪くなったりしたら、保健室を利用することができます。利用したいときは、保健室にいる先生や近くにいる先生に申し出てください。体調がすぐれない場合で、休めば回復しそうなきときは1時間保健室で休みます。症状が重い場合や1時間休養しても回復しない場合は、保護者の方に連絡し、お迎えのお願いをします。自分で下校する場合も保護者の方の了承を得てから下校します。
- ④心の状態が悪くなったときは、心の教室を利用することができます。一時的に、「心を休める」「心を落ち着かせる」というイメージで利用することができます。利用したいときは、心の教室にいる先生や近くにいる先生に申し出てください。

12:40頃までに給食当番はじめ、全員で準備をします。給食は、知立市給食センターでつくられたものを全員で食べます。食事をした後は、13:05頃から片づけを始めます。

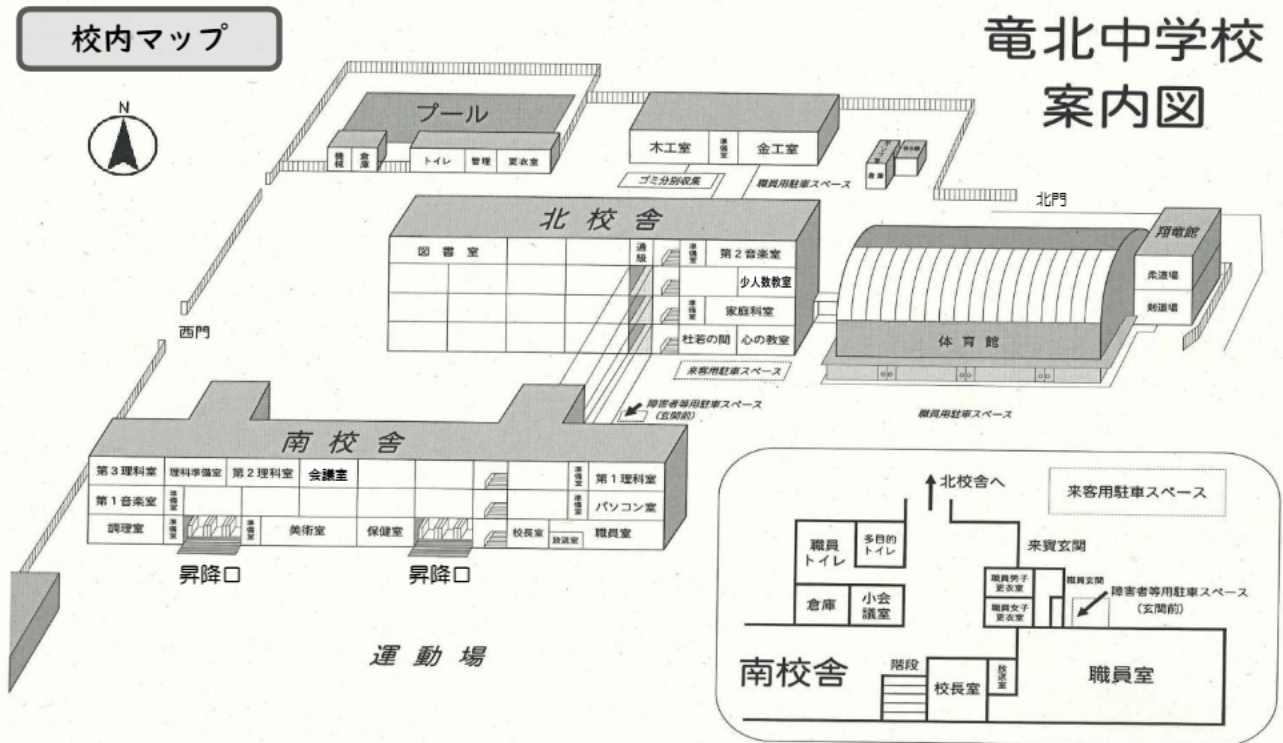
15:15になったら、担当の場所に移動して掃除を始めます。毎日の掃除に前向きに取り組み、温かい雰囲気です認め合い、協力して掃除ができることを願い、この時間を「RYUTIFUL TIME」と呼んでいます。

忘れ物をしないように、竜北っ子(連絡帳)に、次の日の予定や持ち物をしっかり書きましょう。

各種活動があります(部活動、リーダー会、教育相談など)。各種活動がない日は、16:30までに全員下校します。活動がある日の下校時刻は、次のとおりです。早く下校する場合には、15:00まで家庭学習とします。

期 間	下校時刻	期 間	下校時刻
4月1日 ~ 9月25日	17:15	1月30日 ~ 2月12日	16:45
9月26日 ~ 10月10日	17:00	2月13日 ~ 2月26日	17:00
10月11日 ~ 10月18日	16:45	2月27日 ~ 3月31日	17:15
10月19日 ~ 1月29日	16:30		

校内マップ



竜北中学校 案内図



○保護者の方へ 来校されるときは

生徒が学校にいる時間は、どの門も施錠されています。学校の東側にある正門にインターホンがありますので、そこでお名前と用件を話し、門を開けて校内へお入りください。



インターホン



自転車はこちらのフェンス沿いへ止めてください

※保健室にお迎えに来る際は、直接外から保健室出入口に来ていただいても大丈夫です。

竜北中学校の1年をのぞいてみよう

※予定ですので、変更することがあります。

4月	入学式、始業式、離任式、授業参観 部活動参観、PTA総会、学年保護者会 1年生部活動仮入部、避難訓練 1年CMF(宿泊)(R6.4.25~26)	10月	特別支援合同宿泊学習(3年に1回) 前期終業式、三者懇談会 後期始業式、体育大会
5月	懇談会(希望制)、各種検診、1年本入部 3年修学旅行(R6.5.21~23)	11月	3年生保護者会、授業参観 人権集会、文化祭、後期中間テスト
6月	前期中間テスト、授業参観、人権集会 1年防災学習、2年職場体験学習	12月	1年地域の達人に学ぶ会、芸術鑑賞会 3年三者懇談会
7月	刈谷知立地区選手権大会、学年保護者会 夏休み学習支援	1月	書初め会、入学説明会、3年三者懇談会
8月	課題提出日、夏休み学習支援 地域の方と人権を語る会	2月	学年末テスト、3年生を送る会 2年校外学習
9月	前期期末テスト、新人戦大会、避難訓練 1年RYUZANIA(職業体験学習)	3月	卒業式、1・2年保護者会、修了式

※行事におけるお子さまの写真・動画撮影の規制はありませんが、個人情報保護の観点から撮影した画像や映像について SNS など不特定多数が閲覧できるサイトにアップしないようにお願いします。

2 入学・転入するみなさんへ

入学説明会（転入説明会）で渡されるもの

- 竜北ナビ ○生徒指導個票
- 知立市からのおたより
 - ・就学支援制度についてのお知らせ
 - ・特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ
- 知立学生衣料協同組合からのおたより
 - ・体育衣料品販売について
 - ・靴とスリッパ（表）カバン等販売について（裏）
- 小中学生総合保障制度のご案内（2枚）

入学式の日…

詳しい案内は、小学校を通じてお渡しします。

○日程

令和6年4月5日（金）

受付 8:30～8:50 体育館は8:30に開場します。

入学式 9:30～10:30 入学式後、保護者への説明が体育館であります。

学級活動 10:40～11:30 保護者説明終了後、各学級で参観いただくことができます。

- 通学…自転車通学者もまずは徒歩でお願いします。自転車通学者指導会（入学式翌登校日）を経て自転車通学が可となります。車でお越しの場合は、職員指示に従い、運動場にお止めください。
- 服装…セーラー服は襟カバーをつけずに来てください。外用の靴のかかとに記名をお願いします。
- 持ち物…入学通知書、カバン、体育館シューズ+袋、スリッパ、生徒指導個票（p28参照）
筆記用具（教科書に記名をしますので、名前ペンを忘れずに持ってきてください。）

入学・転入してすぐに提出するもの

新入生

<入学式の受付で提出するもの>

- 入学通知書…知立市役所からご自宅に郵送されます。

<学級担任に提出するもの>

- 生徒指導個票…入学説明会時にお渡しします。

※裏面が「大規模災害発生時等生徒引き渡しカード」になっています。

- 児童生徒健康調査票（p29参照）、保健室救急カード（p29参照）、各種検診問診表
…入学式の日にお渡しします。※各種健診問診表は健診の前にお渡しするものもあります。

- 知立市学校給食費等口座振替依頼書（p8参照）

…知立小・来迎寺小以外の小学校から入学する場合や小学校のときに使っていた口座から別の口座へ変更をしたい場合にご提出ください。

- 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入の同意書（p29参照）

…入学式の日にお渡しします。加入の場合は、ご提出ください。

<部活動顧問に提出するもの>

- 部活動時緊急連絡カード（p29参照）…部活動に本入部したのち、部活動顧問からお渡しします。

転入生 ※他校から竜北中へ転入する場合

<初めて竜北中に来るときに持参し、説明してくれた学校の職員に提出するもの>

- 転入学通知書…知立市役所2階にある学校教育課で交付してもらってください。
- 教科用図書給与証明書、在学証明書…前の学校で発行してもらってください。

<学校での説明時に受け取り、後日、担任の先生に提出するもの>

- 知立市学校給食費等口座振替依頼書 (p8 参照)
- 生徒指導個票、児童生徒健康調査票、保健室救急カード、結核健診問診票
- 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度加入の同意書 (p29 参照)
…加入の場合は、1週間程度で担任にご提出ください。

<部活動顧問に提出するもの>

- 部活動時緊急連絡カード (p28 参照) …部活動に本入部したのち、部活動顧問からお渡しします。

ご家庭でご用意していただくもの

- 入学までにご準備いただきたいもの (※転入の場合は、前の学校のものを使ってもかまいません)
制服(冬用 ※1)、ジャージ上下、**体操服上、ハーフパンツ**、体育館シューズ、シューズ袋、スリッパ、かばん、ナップ、校章、通学靴 約 63,000 円※2 → 小学校のものを使ってもかまいません。
※1 平成 31 年度からエアコンが普通教室に設置されました。基本的に制服で生活しますが、暑い時期 (5月中旬～10月中旬) は、体操服を着用することもできます。この期間中も、寒い時は制服の上から防寒着を着ることもできます。
※2 ジャージ上下、体操服半袖、体操服長袖、ハーフパンツを各 2 枚ずつ購入した場合は、約 75,000 円
- 自転車通学者のみご準備いただきたいもの
自転車、ヘルメット、カッパ、かばん用カバー、(荷物ひも) ※カッパ+カバー (7,900 円程度)
- 校外活動 (体験入学、部活動大会等) の移動時に必要となるもの
…自転車、ヘルメット、カッパ、(荷物ひも)
- 授業で使うもの…ノート等は、授業が始まってから、教科の先生の指示に従って購入してください。

学校指定のものが購入できる商店

- 制服、体操服等の販売店 <知立市学生衣料協同組合>

販売店	電話	場所	販売店	電話	場所
なんでも衣料 おうきつ	81-1585	弘法通り	しみずや	81-0154	新地通り 碧信知立支店前
ミスギ学校服 知立アピタ店	(0120) 40-1159	ギャラリエアピタ知立 2階子供服売り場内			

- 靴、スリッパ、鞆等の販売店 <知立靴鞆組合加盟店>

販売店	電話	場所	販売店	電話	場所
マツバヤ	81-9000	昭和一丁目商店街	ゲタ橋	82-0323	駅前中央通り
西川屋	81-1503	新駅通り (駅前)			

学校で必要になるお金について

- 学校生活で必要となる費用 (前年度の実績等を参考にした目安です)
 - ①給食費 1食 280 円 280 円×例年約 200 食=56,000 円
 - ②各種集金 (学年費、教材費、生徒会費、PTA 会費、長期休業用課題等)
1 年生:約 35,000 円/年 2・3 年生:約 30,000 円/年
 - ③希望購入

木工道具 (7,860 円)、デザインセット (2,500 円)、リコーダー (1,850 円) リスニング CD (1,500~2,500 円)、柔道着 (3,800 円)
--

 (予定)
 - ④宿泊行事に関わる費用 (最近の実績を参考にした目安です。1 年生は 1 泊、3 年生は 2 泊の予定です。)
1 年生:6,200 円 3 年生:52,000 円 (2 年生 8 月から 10,000 円ずつ積み立て)

○部活動に関わる費用

①部活動費 年0円～3,000円程度（各部による）※年度末に会計報告をお配りします。

②各部活動で必要なものにかかる費用（市場価格の変動がありますので、目安とお考えください）

1年生入部後の部活動懇談会で各顧問の説明を聞いてから購入してください。学校で一括購入のもの個人購入のものがあります。その他、練習試合の移動費等がかかります。表は昨年度のものです。

部活動名	性別	部費(円)	その他必要なもの (金額(円))
野球	男	2,500	ユニフォーム上着(6,200) ユニフォームパンツ(3,500) アンダーシャツ半袖(1,900) アンダーシャツ長袖(2,400) アンダーシャツ密着タイプ(3,000) 試合帽子(3,200) ストッキング(1,100) ソックス3足組(900) ヘルム(1,100) スパイク(6,900) バック(7,200) 練習用ユニフォーム(4,000)
ソフトボール	女	2,800	ユニフォーム上下(10,500) スパイク(5,200) 帽子(3,200) アンダーシャツ(2,100) ニバット(1,400) スパッツ(2,700)
サッカー	男女	2,000	登録費(2,500程度) スパイク(5,000程度) ゴールズ(すね当て)(1,000程度) ユニフォーム上下+ソックス+アウターソックス(12,000程度) ゴールキーパー用ユニフォーム上下+ソックス+アウターソックス(15,000程度)
陸上競技	男女	2,000	ユニフォーム(11,100) スパイク(8,500) 西三河大会参加費(1種目:700) 日本陸連登録費(1,650) ウェブスタジアム刈谷での練習費(1回:100)
ハンドボール	男	2,000	シューズ(5,000程度) 協会登録(1,800)
ハンドボール	女	2,500	シューズ(5,000程度) ユニフォーム(10,000程度) 協会登録(1,800)
バレーボール	男	2,000	ゲームパンツ(2,500程度) ユニフォーム(5,800) シューズ(6,000～7,000) ひざあて・サポーター(1,000～2,000) 協会登録費(500)
バレーボール	女	2,000	ゲームパンツ2枚(6,000程度) ウィンドブレーカー(12,000程度) ソックス2足(3,000程度) シューズ(6,000～7,000) ひざあて・サポーター(1,000～2,000) 協会登録費(500)
バスケットボール	男	2,000	連盟の登録費(1,500) シューズ(10,000程度) ユニフォーム上(18,000) ユニフォーム下(12,800)
バスケットボール	女	2,500	連盟の登録費(1,500) シューズ(10,000程度) ユニフォーム白上下(10,000程度) ユニフォーム赤下(2,700程度)
ソフトテニス	男	2,500	連盟登録費(700) ラケット(10,000程度) シューズ(5,000程度) ガット(2,500程度) グリップテープ(500程度) 空気入れ(250) ウィンドブレーカー(10,000) ユニフォーム(10,000程度) 練習球(300程度) 帽子(2,000程度)
ソフトテニス	女	2,300	連盟登録費(700) ラケット(10,000程度) シューズ(5,000程度) グリップテープ(500程度) ガット(2,500程度) ユニフォーム(10,000程度) ウィンドブレーカー(10,000) 帽子(2,000程度)
卓球	男	2,000	ラケット+ラケットケース+ケア用品(合わせて9,000程度) ユニフォーム+ゼッケン(10,000程度) ウィンドブレーカー(10,000程度)
卓球	女	2,500	ラケット+ラケットケース(8,000程度) ユニフォーム+ゼッケン(10,000程度) ウィンドブレーカー(10,000程度)
剣道	男女	2,000	連盟費+スポーツ生涯保険料(2,500) 竹刀(2,100) 道着+袴+防具(73,500～87,500程度) 個人戦参加費(200～300) ※団体戦は部費で支払います。昇級審査受験料3級の場合(審査料1,300、合格登録料2,200) 昇段審査受験料初段の場合(審査料3,700、合格登録料5,300)
吹奏楽	男女	2,500	楽譜ファイル(1,600) 譜面台(3,960) チューナー(5,540) 担当楽器で必要なもの(リード、加圧、アンサンブルコンテスト用楽器運搬費など)(1,000～20,000程度) コンクール参加費+楽器運搬費+移動用バス代(補助がある年は1,410程度)
和太鼓	男女	2,000	バチ(2,000) 衣装(13,500)
美術	男女	2,500	水彩色鉛筆(2,000) 必要な画材(大きさ、ものによる数千円) 美術館入場料+交通費+陶芸体験等(10,000程度)
茶華道	男女	2,000	文化祭や花展の花代(2,000程度), 茶菓子代お茶代(2,000程度)
山車文楽	男女	0	校外で上演する場合の交通費
囲碁	男女	0	大会に参加する場合は参加費(1,000程度)と交通費
弓道部 (拠点校部活動)	男女	2,500	連盟準会員登録費中高6年間分(一括1,000) 審査受審料(1,030～4,100) 審査登録料(1,530～6,600) 大会参加費(300～2,000) 弓道着セット(12,000程度) 弾(22,000) ゴム弓(1,600) 弦巻(550) 矢(17,000) 巻藁矢(1,700) 矢筒(4,000程度) 胸当て(780※女子のみ) 中仕掛付千本弦(430※消耗品) 替弦(380～1,400※消耗品)

口座の新規開設、変更について

竜北中学校では、学校給食費等を口座振替で徴収いたします。

○知立小・来迎寺小から入学し、これまで使用していた口座を**引き続き使用**する場合

→竜北中学校入学に伴う手続きはありません。

○知立小・来迎寺小から入学し、これまで使用していた口座を**新しい口座へ変更**する場合

→「知立市学校給食等口座振替依頼書」の提出が必要です。依頼書を小学校在籍中の場合は、小学校の先生から、中学校入学後の場合は、中学校の先生から受け取ってください。

○知立小・来迎寺小以外の小学校から入学する場合

→「知立市学校給食等口座振替依頼書」の提出が必要です。**銀行に申請をし、その後、学校へ用紙を提出します。本校職員にお申し出ください。**

○竜北中学校に転入する場合

→「知立市学校給食等口座振替依頼書」の提出が必要です。**銀行に申請をし、その後、学校へ用紙を提出します。本校職員にお申し出ください。**

<取り扱い金融機関>

三菱UFJ銀行 三十三銀行 愛知銀行 名古屋銀行 中京銀行 岡崎信用金庫 碧海信用金庫
豊田信用金庫 西尾信用金庫 愛知県中央信用組合 あいち中央農業協同組合

入学転入において不安があるときは

「アレルギーがあるけど給食はどうするのかなあ」「小学校のときに学校行けなくて…」「定期的に薬を飲まなくてはいけなくて…」「お友達とトラブルがあったから知っておいてほしい」など、入学転入前に何か不安なことがありましたらお気軽にご相談ください。(竜北中学校 教頭 82-8131)

3 竜北中学校のあれこれ

欠席や遅刻の連絡方法について

平日

欠席連絡システムを使います。下記アドレスかQRコードから入力フォームにアクセスし、連絡したい内容を入力して送信してください。入力フォーム画面を「お気に入り」等に登録していただくと、2回目以降は利用しやすくなります。

URL : <https://forms.office.com/r/bBQ6BY0BwD>

ビービーキューロクビーワイゼロビーダブリューディー

- ・欠席連絡は、当日の0：00から8：15までに送信してください。
- ・ご兄弟姉妹がともに欠席する場合は、一人ずつ連絡してください。
- ・入力誤りや変更など、修正が必要な場合は、再度連絡してください。



<QRコード>

休日部活動

平日と同様に欠席連絡システムを使います。下記アドレスかQRコードから入力フォームにアクセスし、連絡したい内容を入力して送信してください。

URL : <https://forms.office.com/r/7DPH8K7Ca5>

サディービーエフケサシーエゴ

- ・欠席連絡は、当日の0：00から部活動開始時刻までに送信してください。
- その他のことについては、平日と同じです。



<QRコード>

学校での電話対応の時間について

学校での電話対応は平日の午前8時から午後5時までとなります。電話番号は0566-82-8131です。お子様の困っていることに対する相談は、これまで以上に親身にお聞きしたいと思っていますので、時間について、ご協力いただきますようお願いいたします。

急を要する場合は、知立市教育委員会学校教育課（0566-83-1111）にご連絡ください。

※本校からの着信を見て折り返す場合は、学校教育課にかけないでください。

※留守番メッセージに入れてもすぐに対応できないこともありますのでご了承ください。

通学について

○登下校について

- ・車での送迎の際には、近隣の住民の方のご迷惑となりますので、アパートの駐車場等に駐車することはおやめください。敷地内まで車を乗り入れていただくことをお願いします。
- ・登校時間は、8時から8時10分です。8時15分に教室で出欠の確認をします。
- ・8時に昇降口を解錠します。早く到着することがないようにお願いします。

○自転車通学について

- ・自転車通学許可区域に住んでいる生徒に自転車通学が許可されます。

＜自転車通学許可区域＞（p10 通学路・自転車通学許可区域地図参照）

- ①八橋町（山田谷、大流、源田谷、池下、川原田、登城と東組1・2・3・9・10組、城下の名鉄線以北）、来迎寺町（天白、西中畑、木ノ根田、南天白、東中畑、下り戸、昼場、沖中、広海道、御堂道）、牛田町（向田、東向山、湯山）、逢妻町、西町、桜木町内の西町行政区、宝町、西丘町、桜木町桜木の一部、栄、1丁目、本町本、本町中通、p10 暫定措置区域
- ②①以外の生徒で家庭の事情や身体の状況などについて、その理由を学校が認めた場合

- ・自転車は実用車または、軽快車としてください。色は問いません。
 - ①ハンドルは、セミアップ又はオールラウンダーとします。（自転車屋さんへ伝えると分かります）
 - ②スタンドは両立とします。（自転車置き場のスペースの関係です）
 - ③荷台のあるものとします。（荷物をかごに入れると不安定なためです）
- ・自転車は常に整備して使用してください。（ブレーキ、反射鏡、ライト、ベル等）
- ・使用する自転車は、必ず、防犯登録をしてください。
- ・交通事故による被害者保護のため、愛知県の条例で自転車損害賠償責任保険等の加入が義務づけられています。必ず加入してください。
- ・自転車通学者指導会に参加してください。（1年生は、入学式翌登校日に実施）
→交通安全指導、自転車通学の約束の確認、自転車置き場（1年間指定場所を使用）の確認をします。

＜自転車通学の約束＞

- ・ヘルメットをかぶる。 ・**鞆は荷台にひもで付けるか、背負う。** ・通学路を通る。
- ・雨の日は、カップを着用し、傘はささない。 ・校内では、自転車をひいて歩く。
- ・校内では、自転車の鍵をかけ、自分で鍵を管理する。
- ・交通安全（左側1列通行、2人乗りをしない、一時停止等）に気をつける。

- ・「自転車通学許可願」と許可シール代（100円）を担任に提出してください。
 - ①「自転車通学許可願」は自転車通学者指導会でもらえます。
 - ②自転車通学許可シール（後日配付）は、自転車の後輪の見える場所に貼ってください。
- ・自転車通学者指導会翌日から自転車通学ができます。※許可シールは後日配付後に貼ります。
- ・雨の日は、カップを着て、自転車通学をします。上下セパレートのカップをご用意ください。制服を脱いでカップを着ることもできます。また、必要に応じて、鞆カバーを活用してください。

学校での生活について

○学校生活を楽しく過ごすには

- ・生活習慣を整えましょう。早寝早起きを心がけ、朝食を食べて学校に来るようにしてください。
- ・自分のことも周りの人のことも大切に思って生活しましょう。
- ・体調がすぐれない場合で、休めば回復しそうなときは1時間保健室で休みます。症状が重い場合や1時間休養しても回復しない場合は、保護者の方に連絡し、お迎えのお願いをします。
- ・悩みがあるときは、一人で悩まず、誰かに相談しましょう。心の教室を訪ねてください。
※心の教室について (p25)
- ・スマートフォンや携帯電話のトラブルが多く報告されています。「21時以降は使用しない」「テスト前は保護者に預ける」等、ご家庭で話し合う時間を作っていただくことをお願いします。

○生活指導の方針について

- ・安心できる「居場所づくり」に心がけます。
- ・いじめ、問題行動等について、未然防止、早期発見、早期対応をチームで（竜北中の全職員一丸となって）行います。(p31～p34)
- ・普段の生活だけでなく、授業を通して、生徒指導（居場所づくり等）を進めます。

○持ち物について

- ・持ち物には記名をしてください。体操服は胸の位置に記名をしてください。
- ・**通学鞆の取り違え防止のため、1つに限りキーホルダーをつけてもよいこととします。ただし、大きさはこぶし大程度までとし、もし無くなってしまっても納得できるものにしてください。**
- ・学校生活で不要なものや高価なものは持ってきてはいけません。
- ・教科書等の荷物を「すべて持ち帰る」という指導はしていません。授業では、教科書の他に副教材を使う教科が多くあります。部活動の荷物もあり、毎日の荷物が大変多く、重いです。体力に個人差があることや通学距離が長い生徒もいることを鑑み、自分の体力や体調、宿題等の進み具合等を考え、自分で持ち帰る荷物を考え、自分で判断するという方針で進めています。
- ・飲料は、水、お茶を可とします。休日や長期休業時の部活動や熱中症予防期間は、スポーツドリンクを可とします。
- ・習字道具や木工用具、絵の具等の用具は、兄弟姉妹で貸し借りしてもかまいません。
- ・傘は、色等の指定はありません。雨の日に、車等の運転手からよく分かるよう、色は明るい色を推奨しています。徒歩通学者は、1年間指定された傘立てを使用します。自転車通学者の傘立ては、各昇降口に設置してあります。自転車通学者は、個人指定の場所はありません。
- ・日焼け止めクリームや、制汗剤・制汗スプレーを使う場合は、無香料のものとしています。汗ふきシートは禁止です。
- ・使い捨てカイロは持ってきてもかまいません。ただし、持ち帰って自宅で処分をしてください。

○服装等について

※基本的に制服で生活しますが、暑い時期（5月中旬～10月中旬）は、体操服で生活することもできます。この期間中も、寒い時は制服の上から防寒着を着ることもできます。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
服	制服（夏服・冬服）											
装												

【標準学生服・セーラー服】

男	冬：標準学生服、ズボン、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、襟カラー（ラウンドカラー可） 夏：白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、ズボン、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）
女	冬：標準セーラー服、襟カバー（白）、リボン（えんじ）、スカート くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒） →選択 夏：白線2本入りの紺襟の夏用セーラー服か白無地のポロシャツ、リボン（えんじ）、スカート、くつ下（白・黒・紺・グレー）

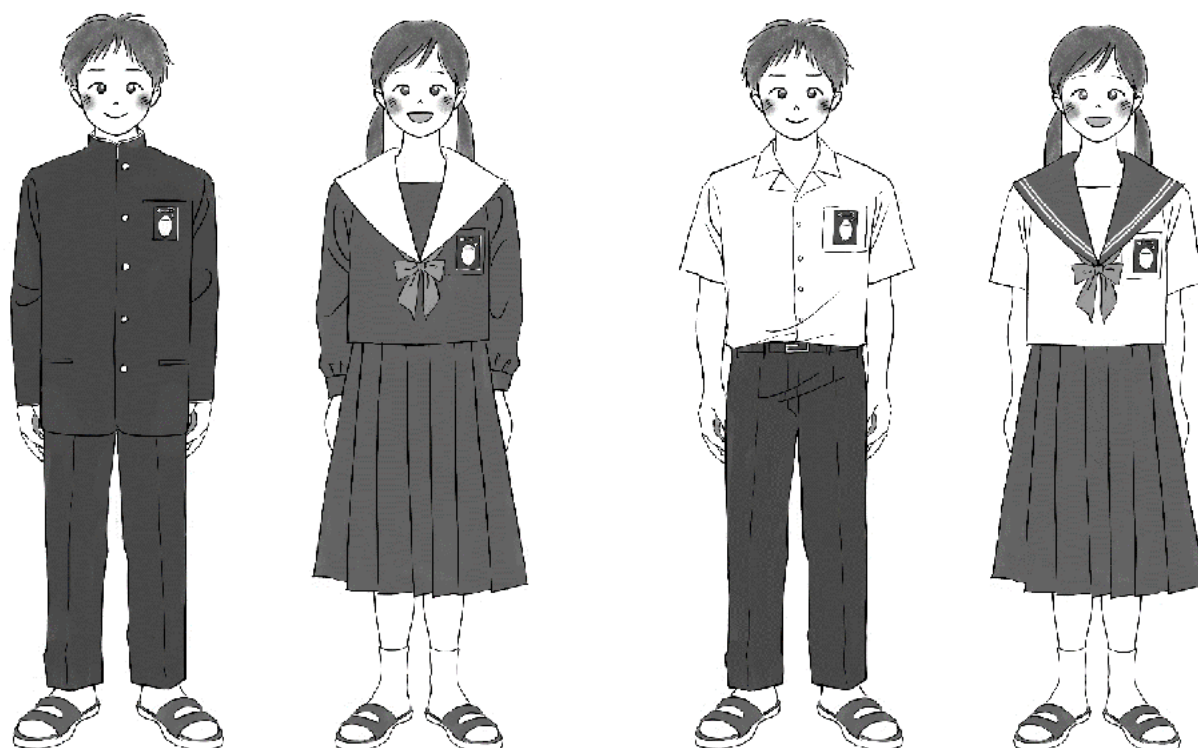
【ブレザー】

男	冬：ブレザー、白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ネクタイ（着用は自由） 夏：白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ネクタイ・リボン（着用は自由）
女	【スカートの場合】 冬：ブレザー、白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スカート、リボン（着用は自由） くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒） →選択 夏：白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スカート、ネクタイ・リボン（着用は自由）、くつ下（白・黒・紺・グレー）
	【スラックスの場合】 冬：ブレザー、白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、リボン（着用は自由） 夏：白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ネクタイ・リボン（着用は自由）、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）

・制服について

冬の制服（標準学生服・セーラー服）

夏の制服（標準学生服・セーラー服）



【標準学生服・セーラー服】

- ①男子のカッターシャツと男女のポロシャツは、ズボンやスカートにしまって着ます。
- ②男子のベルトは、特別な飾り金具のない標準的なものでお願いします。
- ③女子のスカートは膝が隠れる長さとしします。
- ④女子のベルトの着用は自由です。着用する場合は、指定のベルトを使用してください。
- ⑤くつ下の色は白・黒・紺・グレーの単色で、ワンポイントは可とし、運動に適したものとしています。女子は、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）タイツ（黒）を選択して着用します。
- ⑥制服の中に着るものは、特に指定はありません。
- ⑦男女共、制服の袖口のボタンは2つつけてください。
- ⑧校舎内はスリッパ、体育館は体育館用のシューズを履きます。学校指定のものを購入してください。

【ブレザー】

- ①男子のカッターシャツ、女子のブラウス、男女のポロシャツに指定はありませんが、全て襟付き、白色、無地のものとし、スラックスやスカートにしまって着ます。
※カッターシャツやブラウスの柄入り、袖口やボタンの色入り等は禁止とします。
※カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツは1番上のボタン以外は必ずはめます。
- ②スラックスを着用する場合、ベルトは、特別な飾り金具のない標準的なものでお願いします。
- ③スカートは膝が隠れる長さとしします。
- ④スカートを着用する場合、ベルトの着用は自由です。着用する場合は、指定のベルトを使用してください。
- ⑤くつ下の色は白・黒・紺・グレーの単色で、ワンポイントは可とし、運動に適したものとしています。スカートを着用する場合は、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒）を選択して着用します。
- ⑥制服の中に着るものは、特に指定はありません。
- ⑦ブレザーの上のボタンは必ずはめてください。
- ⑧ネクタイ、リボンの着用は自由です。
※ネクタイ、リボンを着用する場合はブレザーの中はカッターシャツかブラウスとし、ボタンは全てはめる。
- ⑨校舎内はスリッパ、体育館は体育館用のシューズを履きます。学校指定のものを購入してください。

【共通事項】

学校生活では、名札をつけます。安全のため登下校時は名札をつけません。

名札は、入学式の日に配付します。縦8cm×横5cmの台紙となるフェルト（黒または紺）に名札の上下を糸で縫いつけてください。また、名札の右上に校章をつけてください。

名札は、安全ピンで制服の左胸ポケットにつけます。安全ピンは、特に指定はありません。



- ・靴は白の運動靴とします。必ず記名をお願いします。
- ・体操服について
 - ①体操服、ハーフパンツは、小学校のものを使ってもかまいません。
 - ②体操服は、ハーフパンツの中にしまっけて着ることとします。
- ・休日、長期休業時の部活動は、着替え用として、Tシャツやポロシャツを着ることができます。無地でワンポイントまでは可とし、色は問いません。ただし、登下校は制服または体操服とします。
- ・ウインドブレーカーなどの防寒着について

- ・寒くなったら個人の判断で着用してかまいません。登下校や清掃活動時、体育館やグラウンドでの授業や行事、部活動等で着用してよいこととしています。
- ・学校指定のウインドブレーカーはありません。
- ・部活動でウインドブレーカーを購入する場合があります。
- ・**不慮の事故やけがを防止するため、ウインドブレーカーの前は閉じて着用します。**
- ・**ウインドブレーカーやマフラー・ネックウォーマーについては、事故につながる可能性がある活動を行う場合には、脱いだり外したりして行います。**
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋（5本指）に色や柄等のきまりはありません。
- ・マフラーが長くて自転車に絡まる事故、ベンチウォーマー着用による自転車転倒事故、マフラーやネックウォーマーで耳が隠れて音が聞こえないことを原因とする事故等がないよう、防寒着を着用する際には安全に心がけてください。
- ・防寒着は、教室の個人ロッカーに入る大きさのものにしてください。
- ・高価なものを避けてください。

○頭髪等について

- ・爪は短く切ります。
- ・眉毛はいじらないでください。
- ・**化粧をすることは禁止です。**
- ・清潔で、運動や勉強に差し支えない髪型にしてください。染めたり、脱色したり、パーマをかけたり、整髪したりすることは禁止しています。
- ・頭髪については、前髪は眉の下までの長さとし、それ以外は肩にかからない長さとし、長い場合は、ピンで留めるかゴム紐（色は黒・紺・茶）で結んでください。運動時に怪我をすることもあるため、ピンで留めなくてもよい長さを推奨しています。
- ・本人にとって強いコンプレックスになっていることがある場合は、事前にご相談ください。

学習について

○テストについて

<定期テスト>テスト時間は、45分です。ただし、音楽、美術、保健体育はそれぞれ25分です。
技術・家庭科は、技術25分、家庭科25分です。

前期中間	6月…国語、社会、数学、理科、英語
前期期末	9月…国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、技術・家庭科、保健体育
後期中間	11月…国語、社会、数学、理科、英語 ※3年生は音楽、美術、技術・家庭科、保健体育も実施します。
学年末	2月…国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、技術・家庭科、保健体育 ※3年生は国語、社会、数学、理科、英語の5教科で実施します。

<確認テスト>テスト時間は、45分です。4月のテストを「学力テスト」と呼んでいます。

1・2年生	4月、2月…国語、社会、数学、理科、英語
3年生	4月、6月、9月、10月、12月…国語、数学、社会、理科、英語

<その他>

- ・1年生の4月に知能検査があります。
- ・定期テストの1週間前を「テスト週間」と呼びます。テストの10日前からテスト週間開始日までにテスト範囲を一覧表で発表します。テスト週間は、原則部活動を行いません。
- ・英語のテストにはリスニング問題があります。
- ・定期テストや確認テスト以外に授業中に単元テスト等の小テストを実施しています。
- ・それぞれのテストを体調不良等で欠席した場合は、申し出ると追試を受けることができます。

○タブレットの使用（一人1台タブレットの貸与）について

新しい時代に必要となる資質・能力「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の習得を目指し、知立市の子供たちが「自ら考え、主体的に行動できる力」を身につけるためのツールとして活用します。タブレットを使う活動を通して、情報モラルやスキルを育成していきます。ご家庭でも、情報機器の適切な利用について考える機会をもうけていただければ幸いです。

<使用に関するお願い>

- ・タブレットは学習用です。学習にふさわしい使い方をしてください。
- ・タブレットは生徒本人が使用します。パスワードは、保護者以外には知られないよう注意してください。また、タブレット本体のパスワードがわからなくなったら、すぐに使用を中止し、学校（担任）へ連絡してください。タブレットのロックがかかると、修理が必要になります。
- ・破損・紛失の際は、速やかに学校（担任）へ届けてください。場合によっては修理費を負担していただくこともあります。
- ・タブレットは市からの貸与となります。卒業時には元の状態にして返却していただきます。
- ・使用できるアプリは一括管理しています。個人でインストールすることはできません。
- ・**人権や著作権を侵害しないよう、十分に注意して使用してください。**
- ・タブレットの使用については同意書を配付しますので、事前にご提出ください。

○家庭学習について「得意なことを伸ばし、苦手なことを克服しよう！」

※自宅では、宿題を含め「学年＋1時間」の家庭学習の時間を作ります。主に、復習をすることをおすすめしています。以下は、学習内容についてのアドバイスです。

- ・定期テストをめぐりに計画を立て、見通しをもって学習に取り組みましょう。
- ・漢字の読み書き、重要語句（教科書の太字）が覚えられるように何度も書きましょう。
- ・計算問題は基本的な公式を覚え、速く正確に計算できるように何度も練習しましょう。
- ・テストや練習問題でできなかった問題は自分でできるように何度も練習しましょう。
- ・新聞のコラムを要約して読解力を高めたり、社説を読んで感想を書いたりし、考えをまとめる力をつけましょう。

通知表について

○評価について

- ・7月、10月、12月、3月に通知表をお渡しし、生徒の学びの様子を3段階または5段階で評価し、お伝えしています。いずれも、4月からその時点までの累積評価です。

<通知表をお渡しする時期と方法>

7月	夏季休業前に生徒を通じてお渡しします。	
10月	前期終了時に実施する三者懇談会で保護者にお渡しします。	
12月	1・2年生	冬季休業前に生徒を通じてお渡しします。
	3年生	冬季休業前に生徒を通じてお渡しします。12月の三者懇談会で、進路選択の参考とするために9教科の5段階評価をお見せします。
3月	1・2年生	修了式の日修了証と一緒に渡します。
	3年生	卒業式の日にお渡しします。

<通知表でお知らせする評価>

7月	5教科のみ3段階（A、B、C）の観点別評価	
10月	9教科とも3段階（A、B、C）の観点別評価＋5段階（5、4、3、2、1）の評定	
12月	1・2年生	5教科のみ3段階（A、B、C）の観点別評価
	3年生	9教科とも3段階（A、B、C）の観点別評価＋5段階（5、4、3、2、1）の評定
3月	9教科とも3段階（A、B、C）の観点別評価＋5段階（5、4、3、2、1）の評定 道徳科については、学習状況や成長の様子を文章にてお知らせします。	

○その他の項目について

出欠	8時15分に各教室で出欠の確認を行います。おすびあい教室への出席は、出席として扱います。忌引きや感染症による出席停止の場合は、欠席扱いにはなりません。3年間の皆勤賞表彰はありません。
総合所見	生徒の頑張りが書いてあります。書いてある内容を親子の話題にさせていただけたら幸いです。その子のよさをぜひお伝えしたくて設けています。
特別活動等	学校行事や部活動等での頑張りが書かれています。

図書室の利用について

○図書室の利用について

- ・図書室は、北校舎4階にあります。図書室内は、マナーよく、静かに過ごす場所です。

開館日と時間	月・水・金の清掃終了時から5限開始までと帰りの会後から下校完了15分前までです。
貸し出し	1回2冊、2週間借りることができます。貸し出しカウンターで手続きをしてください。手続きは、学生証もしくは貸し出しカードを本とともに係に出してください。
返却	期限内に、返却カウンターで手続きをします。手続きは、係に本を出し、返却手続きをしてもらい、本を元の場所に返してください。
閲覧	図書室内で自由に閲覧できます。マナーよく閲覧し、本は元の場所に返してください。
その他	借りた本をなくしてしまったときは、係の先生に申し出てください。

生徒会活動・学級活動について

○生徒会活動について

生徒会会則にもとづいて、生徒会活動を行います。生徒会費は、前後期それぞれ一人 600 円です。

- 第 1 条 本会は、竜北中学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は、学校や地域社会との連携のもの、生徒の自治的活動を通して、自主性及び社会性の発達と、学校生活の充実向上を図ることを目的とする。
- 第 3 条 会員は、本校全生徒とする。
- 第 4 条 第 2 条の目的を達成するための最高の議決機関を生徒議会とする。
- 第 5 条 生徒議会は、必要に応じて開会され、会長によって召集される。
- 第 6 条 生徒議会は、各学級の級長、執行部によって構成する。議長は生徒会長が務めることを原則とする。必要に応じて各委員会の委員長が出席する。
- 第 7 条 各学級の級長は、それぞれ 1 票の票決権を持ち議決は多数決による。
- 第 8 条 本会は、次の役員を置き、執行部とする。会長 1、執行委員 6（男 3 女 3）
- 第 9 条 執行部役員は全校生徒の無記名投票により選出される。選出には選挙管理委員会を設置することができる。
- 第 10 条 立候補者が定員に満たない場合、その人数で信任投票を行い、選出を行う。
- 第 11 条 会長は執行部の長であり、執行委員は会長不在の場合、これに代わる。
- 第 12 条 執行部会は、会長が必要に応じて開くことにする。
- 第 13 条 執行委員は次の事項についての正確完全な記録の保持にあたる。
1. 会則の修正 2. 役員名簿 3. 議事記録 4. 計画実施記録 5. 通信文
- 第 14 条 執行委員は、会計事務及び生徒会財政の事務を司り、年度末に報告を行う。
- 第 15 条 執行部役員は、3 月及び 9 月に改選する。
- 第 16 条 役員任期（前期 4 月～9 月、後期 10 月～3 月）は 1 期間とするが再選をさまたげない。
- 第 17 条 次の委員会を設け、委員会の人数については、年度初めに定める。
- 第 18 条 委員会の委員は各学級より選出される。
- 第 19 条 委員の任期（前期 4 月～9 月、後期 10 月～3 月）は 1 期間とするが再選をさまたげない。
- 第 20 条 委員会の任務は、次の通りとする。

委員会名	主 な 任 務	委員会名	主 な 任 務
人権啓発	自他を大切にできる学校を目指した取り組みの計画と実践	保 健	けが人や病人の対応・出欠黒板の記入・健康観察
美化・緑化	校地内の美化活動・花壇の整備	給 食	白衣の補修・消毒液の補充
放 送	校内放送の計画と実践	図 書	読書活動の活発化を図る計画と実践
生 活	旗揚げ当番・身なりスッキリ週間の計画と実践	ボランティア	様々なボランティア活動の計画と実践
掲示・新聞	学級紹介新聞掲示	環 境	ペットボトルキャップの回収と集計
財 務	ベルマークの回収と集計	体 育	体育的行事の運営・体育倉庫の整頓
安 全	自転車置場や自転車の点検		

- 第 21 条 学級役員は級長 2 名（男、女）、人権啓発委員 2 名（男、女）、書記 2 名（男、女）とする。
- 第 22 条 学級役員は学級の生徒によって互選される。
- 第 23 条 学級役員の任務は別に定める。
- 第 24 条 生徒総会は、必要に応じて開会され、会長によって召集される。
- 第 25 条 本会は、会費及び特別収入をこれにあてることとする。
- 第 26 条 校長は、生徒会のどんな問題に対しても、最高決定権をもつこととする。
- 第 27 条 本会の会則を変更する修正案は、書面で生徒議会に提案し、全議員の 3 分の 2 以上の多数によって可決され、学校長の承認があって実施されるものとする。
- 第 28 条 新規会則は、生徒議会において、全議員の 3 分の 2 以上の多数によって可決され、学校長の承認があって、実施されるものとする。

○学級活動について

- ・学級の役員は、生徒会会則第7章の第21条に「級長2名（男、女）、人権啓発委員2名（男、女）、書記2名（男、女）とする。」と定めてあります。また、第7章の第23条に「学級役員の任務は別に定める」と定めてあります。以下、役員と任務です。

級長 男1名、女1名

- ・学級全体をまとめ、担任と共に楽しく、やる気のある学級作りに努める。
- ・通達事項の徹底を図る。 ・学級会の議長を務める。
- ・生徒議会議員として各自の与えられた任務を果たす。

人権啓発委員 男1名、女1名

- ・いじめのない学級を目指した取り組みを計画し、実践する。

書記 男1名、女1名

- ・学級会の記録をつける。 ・その他学級の記録に関する事項を司る。

- ・竜北中学校人権宣言の精神にもとづき、各学級でマイクラス人権宣言を作ります。学級を第2の家族と思い、学級の仲間全員にとって居心地のよい空間になるよう、互いを大切に思う雰囲気を大切にしています。

授業参観、懇談会、保護者会等について

学校に来ていただく機会を紹介します。これ以外に、体育大会や文化祭等の行事（p4参照）があります。参観可能な行事については、生徒を通じて案内文を配付します。

4月	授業参観	担任の授業（教科の授業もしくは、学級活動）です。
	P T A総会	P T A活動の紹介や今年度の学校の方針、職員の紹介等があります。
	学年保護者会	今年度の方針についてお話しします。宿泊行事の説明会を兼ねています。
	ケータイ安全教室	携帯端末（スマートフォン等）の正しい利用とマナーについて学習する会です。
4・5月	懇談会	希望者のみ（年度初めに保護者の方とお話する機会とします）
5月	部活動参観	今年度の方針や必要な道具、費用についてお話しします。
6月	授業参観	教科の授業です。時間割の関係で、担任が授業する場合もあります。
	人権集会	マイクラス人権宣言の発表や人権作文の紹介があります。
7月	学年保護者会	4月から7月までの振り返りと夏休みの過ごし方についてのお話があります。3年生のみ、生徒も一緒に聞きます。
	選手壮行会	部活動の大会等への意気込みを聞き、選手を応援する会です。
10月	三者懇談会	前期を振り返り、後期の目標を確認します。通知表をお渡しします。
11月	学年保護者会	3年生のみ実施し、生徒も一緒に聞きます。進路指導主事による進路説明会と近隣の高等学校等の先生による学校紹介があります。
	授業参観	人権週間に向けて、担任が道德の授業を行います。
	人権講演会	講師の方に人権についてご講演いただきます。
12月	三者懇談会	3年生のみ実施します。進路選択の相談会と位置付けています。
	芸術鑑賞会	本物に触れる機会として開催しています。
1月	三者懇談会	3年生のみ実施します。希望者のみ（例年6割程度のご家庭で実施）です。進路選択の相談会です。
3月	学年保護者会	1・2年生のみ実施します。今年度を振り返ってのお話や次年度に向けてのお話をします。

- ・各行事で撮影した写真やビデオ等については、ご家庭内の観賞用としてのみお使いいただくようお願いいたします。個人情報保護の観点から、SNS上への投稿等は絶対におやめください。

- ・校舎内への出入りは、以下のようにお願いします。

三者懇談会	生徒用昇降口からお入りください。靴は昇降口の隅に置いてください。スリッパは各自ご持参ください。
三者懇談会以外の行事	体育館のげた箱を利用してください。校舎には、体育館横の通路を通ってお入りください。スリッパがげた箱付近に用意してありますのでご利用ください。

- ・5月に実施する年度初めの懇談会（保護者、教員）は希望制です。4月に希望調査を行います。
- ・三者懇談会は、保護者、本人、教員で行います。懇談時間が早い生徒は、学校で自習をして時間まで過ごし、学校で保護者の方と待ち合わせをしています。自転車通学ではない生徒が、保護者と一緒に自転車で登校してもかまいません。その際、生徒はヘルメットの着用をお願いします。
- ・お車でのご来校は、指定された駐車スペース（運動場や体育館前）をお使いください。お車でのご来校をお断りする行事もあります。各行事で配付するご案内を確認ください。
- ・保護者会に参加できない場合は、後日生徒を通じて資料をお渡しします。

進路指導について

- ・将来の生き方を考える活動を大切にして、より豊かな人生設計ができるようにという願いのもと、「生き方指導」として進めています。
- ・各種活動を通して、自分の将来について考える機会を設けています。

1年生	社会人の話を聴く会、ビジネスマナー講座、RYUZANIA（職業体験学習）
2年生	職場体験学習、進路を知る会
3年生	高等学校等体験入学会の参加、進路説明会

- ・学級活動や総合の時間等を活用し、仕事や高等学校等についての調べ学習を進めていきます。
- ・進路指導は、進路指導主事を中心に学校全体で共通理解を図った上で指導を進めます。担任の年齢や経験等に左右されることのない指導を心がけていますので、ご安心ください。
- ・3年生の進路決定にかかわる日程は以下の通りです。

4月	学年保護者会、進路希望調査（将来の夢について）提出	学力テスト
5月	将来の夢を考える学級活動	
6月	将来の夢を考える学級活動 教育相談・職業適性検査	確認テスト① 前期中間テスト
7月	学年保護者会、体験入学会等の参加（7月～12月）	
9月	進路希望調査（進学先等の希望）提出 三者懇談会前事前二者（担任、生徒）面談	前期期末テスト 確認テスト②
10月	三者懇談会（担任、保護者、生徒）	確認テスト③
11月	進路説明会、進路希望調査（進学先等の希望）提出 三者懇談会前事前二者（担任、生徒）面談	後期中間テスト
12月	三者懇談会（担任、保護者、生徒）、願書書き（国立・私立・専修）	確認テスト④
1月	進路希望調査（進学先等の希望）提出、三者懇談会（担任、保護者、生徒）、願書書き（公立）、就職試験、入試（国立推薦・国立一般・私立推薦・私立一般・専修推薦・専修一般）	
2月	入試（公立推薦・公立一般）	学年末テスト
3月		

- ・高等学校等の推薦の可否については、「一度も失敗していない生徒」という発想でよりよい生活をしてきた生徒のみという考え方ではなく、「生徒の成長」という視点で3年間どのような成長をしたかという考え方で決定していきたいと思っています。
- ・最新の情報等をご提供できるように心がけています。

- ・1年生や2年生で3年生の進路説明会等に参加のご希望がありましたら、担任までお申し出ください。また、資料のみお渡しすることも可能ですので、ご相談ください。
- ・その他、ご不安なことがございましたら、進路指導主事までお尋ねください。(TEL82-8131)

部活動について

1 部活動の目的

生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育てます。

2 部活動の種類（運動部11、文化部6）

<男女>サッカー、ハンドボール、陸上競技、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、剣道、吹奏楽、美術、和太鼓、茶華道、山車文楽、囲碁、弓道（拠点校部活動）

<男のみ>軟式野球 <女のみ>ソフトボール

※下線の部（茶華道、山車文楽、囲碁）は、兼部を可としています。

※男のみ、女のみ部活動に関する入部のお問い合わせについては、個別にご相談ください。

3 活動日について

- ・火曜日、水曜日、金曜日、土曜日を活動日の基本とし、月曜日と木曜日は原則活動をしません。また、日曜日に活動した場合は、土曜日を振り替えて休日とします。
- ・平日の朝、テスト週間、長期休業中の土日、春休みの4月1日～4月12日、夏休みの8月10日～8月16日、冬休みの12月29日～1月3日は活動をしません。

4 その他

- ・部活動は希望者のみが所属をして活動します。部活動に所属しない生徒もいます。
- ・習い事等で、水泳、柔道、体操、バドミントン、相撲等の活動をしている生徒は、本人が希望し、日程が合えば、所属している学校の部活動の大会とこれらの種目の大会の両方に参加することができます。ただし、同一の大会に出場することはできません。さらに、申し込みの関係上、参加する大会を事前に選択しなければならない場合があります。

例：○…【サッカー】刈谷・知立地区中学校選手権大会 + 【水泳】西三河中学校選手権大会

×…【サッカー】刈谷・知立地区中学校選手権大会 + 【水泳】刈谷・知立地区中学校選手権大会

- ・季節を問わず、休日や長期休業中の飲料は、水、お茶、スポーツドリンクを可としています。
- ・休日や長期休業時は、着替え用として、体操服の代わりにTシャツやポロシャツは可です。無地でワンポイントまでは可とし、色は問いません。ただし、登下校は体操服とします。
- ・校外の部活動における生徒の移動については、原則として自転車や公共交通機関、貸切バスを利用します。ただし、遠方のため集合時刻が早朝になるなど、生徒や保護者の皆様の負担が大きいと考えられるような場合については、参加を自由にしたり、保護者の方の責任において現地集合としたりするという対応をお願いすることがあります。参加を自由とするような活動におきましては、参加の有無が公式戦等の選手選抜に影響しないようにします。
- ・部活動に関わる費用についてはp7でご確認ください。



ソフトボール



サッカー



茶華道



和太鼓

PTA活動について

竜北中学校では、「父母教師会」という名称です。

- ・PTA活動は、保護者と教職員が、生徒のために協力し合って活動することを大切にしています。
- ・4月にPTA総会が開催されますので、PTA規約や活動内容をご確認ください。
- ・PTA会費は、5月と10月に1,000円を集めさせていただきます。兄弟姉妹が在学している場合は、下のお子様からは集めません。収支の内訳については、PTA総会でご報告させていただきます。竜北ナビの印刷・製本代は、PTA会費から支払わせていただきます（令和5年度は学校で印刷・製本しました）。
- ・会長と副会長は、知立市小中学校PTA連絡協議会（市P連）の会議にも出席していただきます。
- ・校内における主なPTA活動については、以下のとおりです。

※役員（会長、副会長、書記、会計、会計監査、顧問 7名）実行委員（役員、各委員長 9名）

月	役員	広報	校外指導
4月	実行委員会① 実行・幹事会① PTA総会	実行・幹事会① PTA総会	実行・幹事会① PTA総会
6月	学校保健委員会	広報誌編集	下校指導 青パト巡視
7月	竜北ナビ検討	広報誌発行①	
8月			下校指導
9月	カーテン製作		
10月	役員会② 実行・幹事会② 体育大会 文化祭	実行・幹事会② 広報誌編集 体育大会 広報誌発行②	実行・幹事会② 青パト巡視 体育大会
12月			下校指導
1月	学校保健委員会		青パト巡視
2月	新役員打合せ会 実行・幹事会③	広報誌編集 実行・幹事会③	実行・幹事会③
3月	卒業式 新旧実行委員会	広報誌発行③ 卒業式	卒業式

4 安心安全な学校をめざしています

学校管理について

○門の施錠、監視について

生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、8時20分頃から15時30分頃までの間は、すべての門を施錠しています。学校公開日や学校行事を開催しているときは、施錠していません。また、すべての門には、監視カメラが設置されており、常時監視を行っています。

施錠している時間に来校される場合は、正門にお越しくください。正門以外の門からお入りいただくことはできません。正門に設置されているインターホンを鳴らすと職員室とつながりますので、お名前とご用件をお話しくください。門のロックを解除いたします。生徒が遅刻で登校する場合も、施錠している

時間は、普段利用している門ではなく、正門を使います。また、お帰りいただくときは、門のロックをご自身で解除していただくこととなります。校地内（門の手前横）に門のロックを解除する茶色のボタンがあります。そのボタンを押すと「ピン」と音が鳴り、ロックが解除されます。門は手動です。

○通学路、校内設備等の点検について（通学路安全防犯マップp11、p12）

すべての通学路について、複数の職員で定期的実際に歩いて点検を行っています。また、作成した安全マップを校内に掲示し、危険箇所について、啓発しています。校内の設備等の点検は、職員の日直当番が、戸締りとともに各箇所の点検を行っています。さらに、月1回、全職員で点検箇所を分担し、よりしっかりとした点検を行っています。また、定期的各業者による点検も行っています。

熱中症の予防、対応について

「熱中症は、命に関わる」という認識を職員で共通理解しています。熱中症予防期間（本校では、気象庁の予報をもとに放送やメール配信等でお知らせします）は、予防に力を入れています。また、生徒の活動場所には、熱中症計を設置しています。数値が「危険」となったときには、運動を中止します。

○予防対策とお願い

対策	保護者の皆様へのお願い
①給水は各自のタイミングで随時行うこととしています。また、適宜休憩をとることとしています。	①活動時間・運動量・体調等に応じた飲料を持参させてください。水・お茶・スポーツドリンクを可とします。また、体を冷やすために、凍らせたペットボトルを持ってこることも可とします。
②帽子・クールタオル・着替え用Tシャツ等の使用を推奨しています。帽子をかぶって登下校することを推奨します。	②帽子・クールタオル・着替え用Tシャツは、特に色や形等は問いませんので、ご用意をお願いします。ただし、帽子は日よけ機能のあるものでお願いします。着替え用Tシャツとしては可能なら無地、ワンポイント程度のものでお願いできればと思います。
③熱中症予防期間（気象庁の予報をもとにお知らせします）や、休日部活動、夏季休業日では、スポーツドリンクを可とします。	③職員室と保健室には経口補水液を常備していますので、熱中症予防期間や、休日部活動、夏季休業日のみ持参させてください。持参する場合は、「熱中症予防」等の表記のあるものを選択し、持参させてください。味は問いません。
④外で活動する部で、近くに日陰の休憩場所がない場合は、簡易テント等で日陰をつくることとしています。	
⑤周囲の人との距離を十分にとれる日陰等の場所で、運動中だけでなくマスクを外して休憩します。	

○対応とお願い

対応	保護者の皆様へのお願い
①熱中症が疑われる場合、迷わず救急車を呼びます。	①救急要請についてご理解をお願いします。休日や長期休業日の緊急連絡先を、部活動ごとに依頼します。
②本人から体調が悪いと訴えがあった場合は、保護者への引渡しを原則とします。	②家が近い場合も生徒だけで帰宅させることは原則しません。保護者の方のご都合が悪い場合には、代理の方のお迎えをお願いします。

心の教室について

「すべての生徒に、学校の中に居場所があるように」という願いのもと、第2保健室として「心の教室」を運用しています。体調が悪いときに保健室を訪ねるように、心の状態が悪くなったときに、心の教室を訪ねてください。心の教室を訪ねる前に、担任の先生や学年の先生に報告・相談してください。心の教室に通学するという意識ではなく、一時的に、「心を休める」「心を落ち着かせる」というイメージで利用してください。「仲の良いお友達とけんかをした」「家族とけんかをした」などを理由に、「少し休む」という利用の仕方をしている生徒もいます。

心の教室には、交代で、教員が常駐しています。個室で悩みを相談することもできます。担任や担当職員等への相談により、長期的に利用することもできます。スクールカウンセラー等の専門スタッフもおります。保護者の方が相談で利用することもできます。

学校連絡メールについて

学校からの緊急連絡等は、登録制の一斉メールで連絡をしています。学校からの緊急連絡（学校行事等は、文書でご案内）や知立市からの不審者情報等の連絡を受け取ることができます。より早く、より確実に連絡できる手段として、一人でも多くのご登録をお願いしています。本サービスは、中部電力株式会社の「きずなネット」サービスを利用しています。1世帯で、複数の登録が可能です。学校からのメールは、学年ごとにメールする場合がありますので、お子様それぞれの学年で登録してください。登録、使用は無料ですが、メールの送受信には、通常の通信料がかかります。学校からのメールは、配信専用です。返信されても学校には届きませんので、ご用件がある場合は、電話等でお願います。

Step.1 アプリのインストール・初期設定



- ① 左のバーコードを読んでください。
- ② 「きずなネット」をインストールして、アプリを開いてください。
- ③ 「アプリの利用規約」「プライバシーポリシー」に同意してください。
- ④ プロフィール登録設定をしてください。
- ⑤ 初期設定を完了してください。

連絡網の登録は下の Step.2 へ ▼

Step.2 連絡網の登録(追加の登録・変更もこちらから)

- ① きずなネットアプリのホーム画面「きずなネット連絡網の登録はこちら」を押してください。
- ② 右の【登録用バーコード】を読んでください。
- ③ 表示された項目に沿って登録してください。
 - ・お名前の入力欄はフルネームで登録
 - ・グループ選択が表示された場合は受信希望のグループを選択
- ④ 登録状況を確認してください。
- ⑤ 「連絡網」でタブの表示を確認できたら完了です。

【登録用バーコード】



連絡網名：竜北中学校保護者 連絡網

○登録状況の確認 / 設定解除方法

アプリ画面右下の「設定」で登録状況の確認および設定の解除ができます。

○ユーザ登録のお願い

ユーザ登録(TCID 登録)をしていただくと、機種変更でアプリを再インストールした場合でも、データを引き継いでのご利用が可能です。アプリ画面右下の「設定」から登録が可能です。

自然災害の対応について

※知立市は、愛知県西部、西三河南部に含まれます。

竜北中学校では、以下のように自然災害時の対応をマニュアル化しています。

○異常気象時の対応

【特別警報発表時】対応の原則：「ただちに命を守る行動をとる」こと

- 1 登校前に「特別警報」が知立市に発表された場合
(1) 登校しない。(学校は休校です。)
(2) 特別警報解除後も、学校からのメール等による連絡があるまでは登校しないでください。
- 2 登校後に「特別警報」が知立市に発表された場合
(1) 気象および通学路の状況を見て、生徒の安全を確保する最善の対応(学校待機、保護者への引き渡し等)を行います。下校の際は、保護者への引き渡しを原則とします。
(2) 生徒を学校待機とした場合、特別警報解除後も、安全が確保されるまで下校を見合わせます。その後、引き渡しカード(生徒指導個票裏面)の内容に応じて、下校もしくは引き渡しを行います。

【暴風警報】発表時

- 1 登校前に「暴風警報」が知立市に発表された場合
(1) 登校しない。
(2) 解除後の対応
・午前6時まで解除された場合・・・平常通り授業を行う。
・午前6時まで解除されなかった場合・・・当日の授業はなく休校とする。
- 2 登校後に「暴風警報」が知立市に発表された場合
安全に下校させるための措置をとります。ただし、状況により、下校が困難であると判断された場合は、学校待機とし、安全が確保されるまで下校を見合わせます。その場合は、引き渡しカード(生徒指導個票裏面)の内容に応じて対応します。

その他の気象災害時

- 1 登校前…危険と判断したら、無理せず自宅待機し、その旨を学校に連絡してください。
- 2 登下校中…危険と思われる箇所があったときは、危険を避けて自宅に向かってください。
- 3 在校中…学校で状況を判断し、暴風警報時に準じて、待機・下校・引き渡しを行います。

○地震に関する対応(南海トラフ地震を含む)

●知立市において、震度5弱以上の地震が突発的に発生した時 → 授業中止

- 1 登校前…登校しないで自宅(家族で決めている避難場所)で待機してください。
- 2 登下校中…自宅(家族で決めている避難場所)に向かってください。
- 3 在校中…直ちに一齐下校または保護者への引き渡しのどちらかになります。学校からメールができない場合は、保護者への引き渡しとなります。

●知立市において、震度1～3の地震が突発的に発生または、南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された時 → 通常授業

●知立市において、震度4の地震が突発的に発生または、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時 → 原則、通常授業

※「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が解除された場合は、暴風警報が解除された場合と同様の対応となります。

非常食の学校保管について

竜北中学校では、以下のような非常食を準備し、災害に対する備えをしています。

○学校保管する非常食(生徒一人あたり)

- ・非常用保存水(500ml)1本(保存期間7年間)
- ・カロリーメイトロングライフ2箱(保存期間3年間)

※集金については、一人510円を1年生時に学年集金として集めます。
※入学後に購入し、使用しなかった場合は、転出・卒業時にお返しします。
※アレルギーのことで別の非常食が必要となる場合は、ご家庭にて用意していただきます。

特別な欠席について

○出席停止について

- ・感染症の診断がされた場合、学校を休んでも、欠席扱いにはなりません。
- ・知立市内の病院を受診した場合は、医師に出校許可証を書いてもらい、学校にご提出ください。知立市外の病院を受診した場合は、学校から用紙をお渡ししますのでご連絡ください（出校許可証は本校ホームページからダウンロードもできます）。医師に書いてもらい学校にご提出ください。
- ・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合、登校許可報告書を保護者の方が記入し、学校にご提出ください。
- ・出席停止にあたる病気は、学校保健安全法施行規則第18条で決まっています。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、中東呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ・出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条で決まっています。

第一種	すべて	完全に完治するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	すべて	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	すべて	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○忌引きについて

親族にご不幸があったときに、それに関連する欠席については、忌引きとなります。生徒と亡くなった方との続柄によって日数が異なります。また、遠隔地に行く必要がある場合は、往復の日数を加算することもできます。担任にお申し出ください。

父母…7日以内	祖父母…3日以内	曾祖父母…1日以内
兄弟姉妹…3日以内	おじ・おば…3日以内	いとこ…1日以内

連絡カードの提出について

○生徒指導個票について

生徒の基本情報をご記入ください。学校生活での指導の参考にさせていただきます。個票内の情報以外に学校に伝えたいことがありましたら、裏面下側にご記入ください。また、裏面上側は、災害時の引渡しカードとして活用させていただきます。個票は、3年間継続して使用しますので、ご記入いただいた内容は、担任が変わっても引き継がれます。ご記入いただいた内容に変更がある場合は、赤で訂正をお願いします。個票は学校で保管しますが、家庭訪問時には、個票で家の場所を確認しながらご訪問させていただく場合があります。

○児童生徒健康調査票

健康診断のときには、医師に見ていただく資料として使わせていただきます。生徒の身体に関わる情報をご記入ください。体調を崩した場合の参考にしたり、日常生活で必要な配慮を検討したりします。ご心配なことや配慮が必要なことがありましたら、ご記入ください。(例)「耳が聞こえづらい」とご記入いただきましたら、教室の座席を配慮します。

○保健室救急カード

学校生活の中で、体調を崩したり、けがをしたりしたときにご家庭と連絡をとる際に使います。連絡先を優先順位をつけて、3つご記入ください。日中に連絡がつくご連絡先の提出をお願いしていますので、携帯電話の番号や勤務先の電話番号をお知らせください。大きなけが等の場合は、学校から病院に向かうことがありますので、かかりつけの病院のご記入もあわせてお願いします。病院では、アレルギーを聞かれますので、アレルギーがある場合は、「受診する際、特に気をつけてほしいこと」欄にご記入ください。

○部活動時緊急連絡カードについて

休日や長期休業中の部活動実施時にご連絡のつく連絡先をご記入いただき、部活動顧問にご提出ください。活動場所が学校の場合もありますが、学校外での活動の場合もあります。学校にご提出いただいている保健室救急カードは、基本的には校外へ持ち出しません(救急車要請時等に持ち出すことがあります)が、部活動時緊急連絡カードは、部活動顧問が活動場所に持ち出すカードとなります。学校外に持ち出すことをご了解いただいた上で、ご提出ください。

おたより・ホームページへの写真や氏名等の掲載について

PTA新聞、学校だより、学年だより、各種通信、学校ホームページを通して、学校生活の様子や生徒の作品や作文等をはじめ、部活動等の大会の様子や結果を掲載し、生徒の頑張りや活躍を保護者の皆様や地域の方にお伝えしていきたいと考えています。そこで、氏名や写真等の掲載をお認めいただきたいと思っています。なお、掲載をご遠慮されたい方がいらっしゃいましたら、教頭または、担任までご連絡ください。(4月に生徒の写真や各種大会の結果等の掲載についての調査があります。)その他、個人情報の取り扱いについて、ご心配なことがある場合は、教頭までご連絡ください。(TEL82-8131)

5 その他

就学援助について

家庭の経済的な理由により、お子様を就学させるのにお困りの方に対し、学用品費や学校給食費などの経費を「知立市」が援助する制度です。援助を受けることができる方は、知立市が定める「就学援助の要件」に該当する方です。就学援助制度は、年度ごとに更新申請が必要です。

申請先（問い合わせ先）は、本校教頭または、知立市役所内学校教育課（2階④窓口）です。申請をご希望される場合は、学校から書類をお渡ししますので、お申し出ください。

特別支援教育就学奨励費制度について

一定の障がいのある生徒の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費や学校給食費などの経費を「知立市」が援助する制度です。就学援助受給者は対象になりません。問い合わせ先は、本校教頭または、知立市役所内学校教育課（2階④窓口）です。申請をご希望される場合は、学校から書類をお渡ししますので、お申し出ください。

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下の様々な状況において、けがや熱、病気等の疾病にかかることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、お子様が学校の管理下でけが等をしたときに、保護者に対して給付金を支払う制度です。知立市が掛け金の一部を負担します。入学時に配布する加入同意書を学校に提出し、集金時に掛け金（460円／年）の支払いをすると加入となります。それ以後は、申し出がない限り、3年間継続されます。

けが等で病院にかかった場合は、学校から「医療等の状況」の用紙をお渡ししますので、担任、部活動顧問にご連絡ください。そして病院で記入してもらい学校にご提出ください。ひと月ごとの申請となりますので、月をまたいで通院した場合は、その月ごとに「医療等の状況」用紙をご提出ください。

なお、治療にかかった総額が500点以下の場合は、対象外となります。

小中学生総合保障制度への加入について

- 1 竜北中学校の生徒が、自由に加入できます。
- 2 学校の内外を問わず、1日（24時間）中の（日本スポーツ振興センターの適用されない場合も）傷害を対象に保障されます。
- 3 あやまって他人を傷つけたり、他人のものを壊したりした場合の賠償金も保障されます。
※現在、校舎のガラスは強化ガラスであり、小さいサイズでも3万円程度かかります。
- 4 体育や部活動中のけがだけでなく、自転車に乗っているときや歩行中の交通事故なども対象になります。
- 5 掛け金は、プランによって様々です。6月下旬に指定口座から引き落としされます。
- 6 4月初旬にパンフレットと加入依頼書の入った封筒を配布します。ご加入は、配布された申込書にご記入、ご捺印の上、4月中旬までにご提出ください。
- 7 加入年の5月1日（午前0時）から翌年の5月1日（午後4時）が補償期間となります。
- 8 お問い合わせ先（代理店に直接お問い合わせいただくとより詳しく回答がいただけます）
 - ・学校窓口…教頭 TEL82-8131
 - ・代理店窓口…AIG 損害保険株式会社 代理店 株式会社岡崎事務所 TEL0566-45-5421

学割証の交付について

学割証の交付をご希望される場合は、「学割証交付願」を担任にご提出ください。「学割証交付願」は、本校ホームページからダウンロードできます。担任にお申し出いただき、用紙を受け取ることもできます。学割証は、JR限定で、片道が100kmを超えることが交付基準です。学割証は、交付されてから3カ月間有効です。また、1枚の学割証で発行できる乗車券に有効期限（※）がありますのでご確認ください。「学割証交付願」提出から交付まで1週間程度のお時間をいただけましたらありがたいです。

※有効期限

200kmまで…2日	400kmまで…3日	600kmまで…4日
800kmまで…5日	往復乗車券…片道乗車券の2倍	

例：4月3日～4月7日（5日間）、250kmの場所へ出かける場合、往復は500kmなので、学割証が行きと帰りの2枚必要となります。乗車するすべて（往復）の距離で考えます。

6 困ったときには…

学校内の相談窓口について

- ・担任の先生、学年の先生、学年主任の先生、授業でお世話になっている先生、部活動の先生、話せる先生に話してみよう。自分ひとりで悩まないで！
- ・心の教室を訪ねてみよう。スクールカウンセラー、心の相談員、あいフレンドなどいろんな大人がいます。どの立場の方も親身に相談にのってくださいます。秘密も守ってもらえます。
- ・スクールカウンセラーへの相談は、予約制です。生徒も保護者の方も相談することができます。毎週火曜日です。予約を取りたい場合は、担任の先生に申し出てください。TEL82-8131

学校外の相談窓口について

○いじめの相談、自分や友だちの命に関わるSOSの相談

子どもSOSほっとライン24	0120-0-78310	毎日24時間	愛知県教育委員会
----------------	--------------	--------	----------

○悩みごと・困りごとの相談

ヤングテレホン	052-764-1611	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県警察本部
---------	--------------	--------------------------------	---------

○友達、勉強、学校、家庭のことで困ったときの相談

知立市ともだちホットライン	0120-481-872	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	知立市役所
教育相談こころの電話	052-261-9671	毎日 10:00～22:00 (年末年始のぞく)	愛知県教育・スポーツ振興財団
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00	チャイルドラインあいち

○いじめや不登校等に関する家庭教育相談（保護者向け）

家庭教育相談	052-961-0900	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県教育委員会
家庭教育相談	0564-27-2740	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始のぞく)	西三河教育事務所

○いじめ、不登校、非行、虐待、人権等に関する相談

一般教育相談	0561-38-2217	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県総合教育センター
子ども・家庭110番	052-953-4152	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県児童相談センター
子どもの人権「110番」	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始のぞく)	名古屋法務局
子どもの権利相談	0566-95-0162	月～金 9:00～17:15 (祝日、年末年始のぞく)	知立市家庭児童相談室

○犯罪被害に関する相談

被害少年相談電話	0120-7867-70	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県警察本部
----------	--------------	--------------------------------	---------

7 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって、本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめの防止等のための対策を学校全体で組織的に対応します。

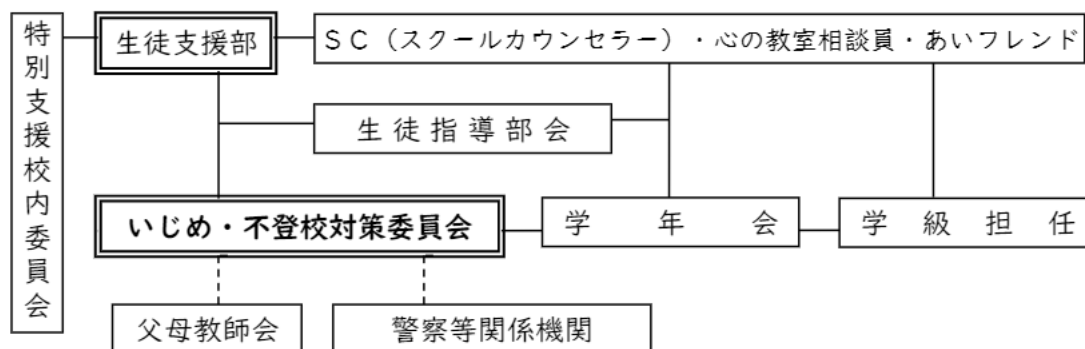
いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげています。

- ①教師は、いじめを許さない、見過ごさないという毅然とした態度をとります。
- ②生徒一人一人を認め、自己有用感が高められるよう自尊感情を育む人権教育を推進します。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく教育委員会、警察、児童相談所等の各種団体やスクールカウンセラー等の専門家と連携して、解決にあたります。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

2 いじめ防止のための対策組織と指導体制

いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。組織構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、生徒支援主任、人権主任で構成し、必要に応じて教務主任、校務主任、養護教諭、保健主事、学年主任、特別支援主任、通級担当教諭、関係生徒の担任、SC（スクールカウンセラー）等を加えます。

＜いじめ防止のための組織図＞



(1) 組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめの防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「竜北中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図ります。
- ・ 月に1回「いじめ・不登校対策委員会」を、週に1回学年会等を行い、生徒の状況を報告し合い、情報の共有化を図ったり、対策を講じたりします。
- ・ 「なやみアンケート」（知立市不登校・いじめ未然防止対策委員会）や「学校評価アンケート」（学校独自生徒用）を通して、生徒の思いを理解することに努め、その結果を集約・分析していじめ防

止の対策に役立てます。

- ・ 「三者懇談」「学年保護者会」「父母教師会（PTA）役員実行委員会」「民生・児童委員会」「学校評議員会」「学校評価アンケート」（学校独自保護者・地域用）を通して、保護者や地域の方々の思いを理解することに努め、それをいじめ防止の対策に役立てます。

ウ 生徒や保護者、地域への情報発信と意識啓発

- ・ 「竜北中学校いじめ防止基本方針」をホームページ上に掲載し、年度初めの全校集会やPTA総会を通して方針を説明したり、学校便り等を通していじめの防止を啓発したりします。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織します。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関等と連携して対応します。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒を見守り、継続的な指導・支援を行います。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア すべての生徒の自己肯定感を大切に、教育活動全体を通じて、生徒が活躍し、他者の役に立っているという思いを抱く機会を設け、生徒の自己有用感が高められるように努めます。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心を育てます。

ウ 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯端末（スマートフォン等）の正しい利用とマナー等についての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

エ いじめ防止の重要性の理解を得るため、人権集会や講演会、人権啓発に関する生徒会活動の内容を検討し、保護者や地域への啓発活動の一層の充実を図ります。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。

イ スクールカウンセラーや心の教室相談員を活用し、生徒や保護者が相談しやすい環境を整えます。

ウ 教職員の研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対して共通理解をし、適切に対応できるよう、指導力の向上に努めます。

エ 悩みアンケートや教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないよう努めます。

- ・ 生徒対象の悩みアンケートを実施・・・年2回（6月、11月）

- ・ 担任等との教育相談を実施・・・年2回（6月、11月）

- ・ 担任以外の学年担当や部活動顧問への相談は、適宜行います。

- ・ 実施したアンケートの全記録・調査用紙等は、学校において3年間適切に保存します。

オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うなど、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。

イ いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及び保護者への助言を継続的に行います。

ウ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じます。

エ いじめが起きた集団に対して、いじめを見ていた生徒には誰かに知らせる大切さを伝えます。はやしたてたり、同調したりした生徒へは、それらの行為がいじめに加担していたことを理解させます。さらに、学級全体で話し合う場を設けるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならぬとする態度を育て、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築します。

オ 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、知立市教育委員会や安城警察署と連携して対処します。

カ ネット上のいじめへの対応については、被害の拡大を避けるため、速やかに書き込みを削除する等の措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、刈谷法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、速やかに安城警察署に通報して援助を求めます。また、SNSやメール等でのいじめは発見しにくいいため、学校でケータイ安全教室を行ったり、保護者対象に情報モラルに関する講習会を行ったりするなど、生徒や保護者の関心を高め、新しい知識を知らせ、未然防止を図ったり、生徒から情報提供しやすい環境をつくったりします。

4 重大事態への対処について

重大事態とは、生命・心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある場合があります。この場合、次のように対処します。

- (1) 重大事態が発生した旨を、知立市教育委員会に速やかに報告します。
- (2) 知立市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

5 学校の取組に対する検証・見直し

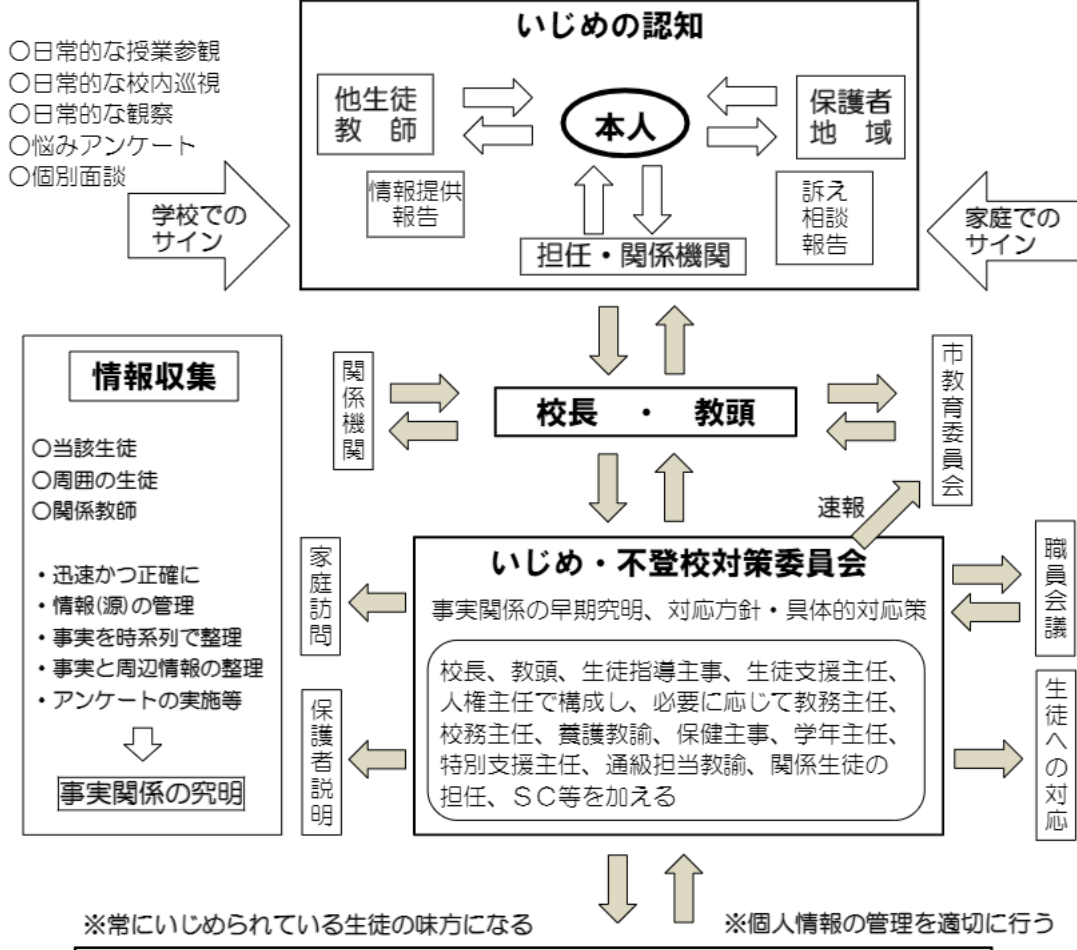
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう、努めます。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は、竜北ナビに掲載し、保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載します。
- (2) 長期休業中の事前指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組みます。
- (3) 具体的ないじめに対する方策は、「いじめの早期発見・事案対処のマニュアル」を参考にします。

いじめの早期発見・事案対処のマニュアル

初 即
動 時
対 対
応 応



24
初 時
期 間
対 以
応 内

対 応				
<p>被害者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級担任 ○関係職員 ・心のケア ・保護者への説明 ・安心して教育を受けられる措置 	<p>加害者・傍観者への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級担任 ○関係職員 ・本人への個別指導 ・いじめを許さない指導 ・見て見ぬふりをしない ・相談する勇気をもつ 	<p>保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学級担任 ○関係職員 ・学校で把握した事実を速やかに正確に伝える ・いじめ事案解消の具体的対策を説明する ・加害生徒の保護者への報告と助言 	<p>地域・関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長 ○教頭 ○関係職員 ・市教委との連携 ・学校評議員への報告 ・関係団体や関係機関への説明 ・積極的な情報交換 ・連携した指導・援助 	<p>マスコミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校長 ○教頭 ・対応窓口の一本化 ・学校で把握した事実を正確に伝える
<p>継続的な対応・観察・指導</p>				

